

コンベンション施設の魅力向上に向けた 調査・企画検討業務委託 仕様書(案)

令和7年5月

本仕様書は、「コンベンション施設の魅力向上に向けた調査・企画検討業務委託」の企画提案競技に関し、必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市(以下「本市」という。)と受注者で協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

委託業務仕様書(案)

1 委託業務名

コンベンション施設の魅力向上に向けた調査・企画検討業務委託

2 本業務の目的

今後のコンベンション施設の魅力向上に向けた検討の基礎情報として、福岡市内におけるコンベンション施設が生み出す経済波及効果を把握するとともに、魅力向上策の一つとして、コンベンションエリアにおける喫緊の課題である、飲食機会の提供に向けた利便施設の設置可能性を検討するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日(金)まで

4 本業務の内容

「2 本業務の目的」を達成するために、以下の内容を実施すること。

(1) 業務全体に係る事項

本業務を遂行するための実施計画および実施体制を構築するとともに、個人情報の管理やセキュリティ等に留意しながら、業務全体のマネジメントを行うこと。

(2) 経済波及効果調査

コンベンション施設(マリンメッセA・B館、国際会議場、国際センター、サンパレス)におけるMICE開催に伴う効果及びマリンメッセB館の開館による効果を算出すること。

<調査項目>

- ・ 5施設毎の波及効果
- ・ 福岡市内および市外に分けた波及効果
- ・ 催事種類別(国際会議・国内会議・展示会・コンサートなど)の波及効果
- ・ 催事主催者、出展者、参加者それぞれの消費がもたらす波及効果
- ・ 展示会等によるビジネス創出効果
- ・ アフターコンベンションの効果
- ・ コンベンションゾーンにおける設備面・機能面・サービス面での不足要素の明確化
- ・ 催事参加者の動態調査

※ 効果の算出においては、主催者・出展者は郵送・インターネットによるアンケート調査、来場

者は対面によるアンケート調査等を実施すること

<成果物>

- ・ 報告書 製本 50 部、データ(CD-ROM) 1枚
- ・ 調査結果集計データ(CD-ROM) 1枚

(3) 利便施設の設置可能性検討

マリンメッセA・B館における喫緊の課題である飲食機会の提供に向けて、利便施設の設置可能性を検討し、テナント公募に係る要求水準、要綱等を作成すること。

<検討項目>

- ・ テナント誘致条件の整理
- ・ 誘致テナントの業態検討
- ・ 各主要企業へのヒアリング
- ・ 利便施設の設置可能性検討
- ・ 公募に係る要求水準、要綱案等の作成

<成果物>

- ・ 報告書 10部、データ(CD-ROM) 1枚

5 提案事項

以下に示す事項について提案すること。

(1) 全体業務関連

本業務の実施にあたっての実施計画及び実施体制について提案すること。

(2) 経済波及効果

① 調査・分析

「4 本業務の内容」に示す項目を調査・分析するにあたって、最適な手法を提案すること。

- ・ 調査内容及び方法の全体概要
- ・ 各項目の把握に向けた調査方針
- ・ 実施調査の概要
- ・ 調査の精度を高める手法

② 工程表

契約締結以降における、調査・分析スケジュールについて提案すること。

- ・ 令和7年7月上旬に開催される学会を調査の開始とすること。
- ・ 令和7年 12 月時点において、速報値を報告すること。

(3) 利便施設の設置可能性検討

① 検討方針及び検討プロセス

「4 本業務の内容」に示す項目を検討するにあたっての方向性・方針と検討プロセスについて、具体的に説明すること。なお、検討にあたっては、下記の視点を踏まえて実施すること。

- ・ 施設利用者のニーズを踏まえ、設置する利便施設の業態を検討すること。

- ・ 長期的・持続的に設置可能とするためにはどのようなスキームを構築すべきか、との視点から検討を行うこと。

② 工程表

契約締結以降における、検討スケジュールについて提案すること。

- ・ 令和7年9月には、設置可能性の有無についての中間報告を行うこと。

(4) 同種業務の受注実績

本業務全般について、国や地方自治体、民間企業等における同種業務に携わった実績がある場合は、その内容について支障のない範囲で記載すること。

(5) その他の追加提案

上記(1)～(3)に掲げるもののほか、本業務の実施に有効な取り組みがあれば、提案すること。

6 守秘義務の確保及び情報の管理

(1) 基本事項

受注者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※個人情報保護についての詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

(2) 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

7 その他留意事項

(1) 本委託業務の実施にあたっては、本市と十分協議しながら行うこと。

(2) 本市との協議にあたっては、本市からの質問や意見について迅速に対応できる体制をとること。

(3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。

(4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は、本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。また、成果品は公開されるものを前提として

作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に本市と協議すること。

- (5) 本市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、本市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (7) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例などの各種法令等に則り適切に管理すること。
- (9) 受託者は本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本市に可否を確認すること(業務の主たる部分の再委託はできない)。
- (10) 本市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。仕様書の内容に疑義が生じた場合には、本市と受注者が協議の上、定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。